重要事項説明書

1　事業所の概要

事 業 所 名	**静岡市葵区城西地域包括支援センター**
所　在　地	静岡市葵区駒形通四丁目１１番１５号
事業者指定番号	静岡市第　２２０４２００３０３　号
管理者・連絡先	管理者：　藤田　寛之 電話番号　０５４－２０４－３３３５ fax 番号　０５４－２０４－３３３６
サービス提供地域	静岡市葵区 担当地区（駒形・新通・田町）

2　事業所の職員体制等

職　　種	従事する業務	人　　員
管　理　者	職員管理・統括	1名（兼務）
保健師・看護師	介護予防ケアマネジメント業務	1名以上
主任ケアマネジャー	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1名以上
社 会 福 祉 士	総合相談支援・権利擁護業務	1名以上

3　サービス提供時間

区　分	平　日	土曜日・日曜日・祝日および 夜間については、 電話での対応となります。 **（２４時間連絡可能な体制）**
提供時間	月曜日　～　金曜日 8：30 ～17：30	

（注）年末年始（12/30～1/3）は「休日」の扱いとなります。

4　利用料

（1）　単位数

ア　指定介護予防支援

（ア）　介護予防支援費（Ⅰ）　　442 単位

（イ）　初回加算　　300 単位

（ウ）　委託連携加算　　300 単位

（エ）　介護職員等処遇改善加算　総単位数に 2.1%を乗じて算出した額

イ　第１号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）

（ア）　第１号介護予防支援事業費

ケアマネジメントＡ・Ｂ　442 単位、ケアマネジメントＣ　309 単位

（イ）　初回加算　　300 単位

（ウ）　委託連携加算　　300 単位

（エ）　介護職員等処遇改善加算　総単位数に 2.1%を乗じて算出した額

（2）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

（3）事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5　当センターのサービス方針等

利用者、その家族の生命・尊厳及び権利を尊重し、健康管理・介護・地域を柱とした普遍的なニーズに応え、その人らしく安穏な生活が得られるよう支援します。

介護予防サービス計画の作成にあたり、担当職員に対して、複数の指定介護予防サービス事業所の紹介を求めることや、指定介護予防サービス計画原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を、入院する病院又は診療所にお伝えください。

担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただくことをお願いします。

6　緊急時の対応・・・サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、

事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連　絡　先
緊急連絡先	氏　名　　（続柄　　） 連　絡　先

7　相談窓口、苦情対応・・・サービスに関する相談や苦情については、

次の窓口にご連絡願います。

当センター相談窓口	電話番号　　０５４－２０４－３３３５ fax 番号　　０５４－２０４－３３３６ 管理者　　藤田　寛之 受付時間　　８：３０～１７：３０ 月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始 12/30～1/3 除く）

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

静岡市介護保険課	所在地　　静岡市葵区追手町５番１号 電話番号　　０５４－２２１－１３７７ fax 番号　　０５４－２２１－１２９８ 対応時間　　８：３０～１７：１５ 土・日・祝及び年末年始を除く
静岡県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地　　静岡市葵区春日２丁目４番３４号 電話番号　　０５４－２５３－５５８０ fax 番号　　０５４－２０５－３３１５

8　当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団　盈進会（えいしんかい）
代表者名	理事長　岡　慎一郎
当法人所在地 電話	静岡市葵区本通西町３９番地 ０５４－２５５－５５１４
業務の概要	介護サービス事業
当法人の行う業務	通所介護　つどいのおかデイサービスセンター 通所介護相当サービス　つどいのおかデイサービスセンター 居宅介護支援　つどいのおか介護支援センター 地域密着型特定施設入居者生活介護 つどいのおか介護付き有料老人ホーム 訪問看護　つどいのおか訪問看護ステーション 通所リハビリ　通所リハビリテーションつどいのおか

9　介護予防サービス計画原案作成委託先居宅介護支援事業者（委託する場合）

事 業 所 名	
所 在 地	
事業者指定番号	静岡市　第　　号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	静岡市

・居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス計画原案の作成を委託する場合のみ記入

10　利用者は介護予防サービス計画の作成にあたって、複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることが可能です。また、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

【 説明確認欄 】

年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

介護予防支援事業者

静岡市葵区城西地域包括支援センター

説明者　　㊞

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者　氏　名　　㊞

代理人又は立会人

氏　名　　㊞